



『太平記』における佐々木道誉像

奥, 智鶴

(Citation)

國文論叢, 28:25-36

(Issue Date)

1999-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81011831>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011831>



『太平記』における佐々木道誉像

奥 智 鶴

一 道誉と鶯合

好色、博奕、大酒、鶯飼ウコト、

観阿弥はこの四つを禁じた。⁽¹⁾中でも「鶯飼ウコト」が禁じられたというのは、時代を反映していて興味深い。これは平安時代の記録には見られないが、中世になって大流行した。⁽²⁾それぞれ手飼いの鶯を籠に入れて持参し、どちらの声が良いか優劣を競ったのである。いわゆる合わせ物の一種で、「鶯合」と言われている。

鳥を合わせる遊戯には「小鳥合」「鶯合」「鳩合」があり、平安後期から鎌倉初期の諸書に見えている。おそらく「鶯合」もこれらを参考に始められたものであろう。⁽³⁾

「鶯合」の記録は『教言卿記』応永十六年（一四〇九）四月十四日条「今朝ハ伯亭ニテ鶯合」を初め、『看聞御記』『実隆公記』にも見えるが、そもそも「鶯合」が中世に大流行する、その火つけ役となったのは佐々木道誉であつたらしい。『太平記』には「鶯合」の初例と思われる次のような一節が記されている。⁽⁵⁾

導誉近江ノ国分寺ニ着ケル時、若党三百余騎、打送之為トテ

前後ニ相順フ、某輩悉ク猿皮之韃ニ、猿ノ皮ノ腰当ヲシテ、手毎ニ鶯ノ籠ヲ持セタリ、

道誉はこの時代に花開いた様々な文化をリードしてきた人物だと言われている。⁽⁶⁾最初の連歌集『菟玖波集』には八十一の句を取め、准勅撰の繪旨を得るにあたっては「是導誉法師令申沙汰」めたとある。また貴賤の人気を集めていた田楽・猿楽の方面にも通じていたことが『申楽談儀』『習道集』から窺える。『太平記』にも当時はやりの、唐物・唐絵を座敷に飾ったこと（卷三十六第九章）や、闘茶をしたこと（卷三十二第三章・卷三十九第六章）、七夕には「宿所ヲ七所飾リテ、七番菜ヲ調へ、七百種之果物ヲ積テ、七十服之本非之茶可飲」といった七の数にかけた遊び、七遊を行つたこと（卷三十六第六章）が記されている。また大原野では、大きな香爐で一斤の名香を焙き上げ、四本の大きな花木の下に一丈余りの花瓶を寄せかけて「一・双ノ立花ニ作成」すなど、「世ニ無類遊」を行つたことが描かれている（卷三十九第六章）。花は供花や花宴で觀賞するものから、人に見せる花へと展開。後には様式を整え、生花として発展しており、その過渡期に道誉がい

たことを窺わせる。

道誉がこのように最新の流行を取り入れ、華美贅沢に演出してみせたことを考え合わせると、「鶯合」もまた彼によつていち早く取り込まれた可能性は高い。「鶯合」がまだ珍しい時期に三百もの数を揃えた姿は、人々の目を驚かせたことであろう。

新しい文化が次々と噴出・発展していく、その先頭にいたのが道誉であった。「太平記」は彼のような人間をどのように描いていくのか。本稿では、これまで論じられてきた『太平記』における道誉像を再検討しながら、彼を通して『太平記』の、時代の切り取り方を探っていきたい。

二 妙法院焼討事件

鶯の籠を手にした一行は物見遊山に行ったのではなかった。道誉が上総国に流される途中の出来事なのである。何故道誉は流罪となつたのか。『太平記』巻二十一第二章・第三章は事件を次のように記している。

道誉の一族若党らは「例ノバサラニ風流ヲ盡シ」て西山・東山の紅葉を見た帰り、妙法院の前を通りかかり、南庭の紅葉の枝を折り取った。門主が制止させようとしたが、「御所トハ何ゾ、カタハライタノ言ヤ」などと嘲弄、さらに大きな枝を引き折った。その様子を見た妙法院門徒の比叡山の法師たちは、彼等から紅葉の枝を奪い取り、さんざんに打って門の外へと追い出した。

このことを聞いた道誉は「何ナル門主ニテモヲハセヨ、此比道誉ガ内ノ者ニ向テ、左様ノ事ヲ振舞ベキ物ハ覚ヘヌ」と怒り、三

百余騎を率いて妙法院に押し寄せ火を放った。火は隣接する建物をも焼き尽くし、人々が逃げまどう中、「御弟子ノ若宮」が道誉の子息秀綱に殺害された。事件について「穴浅猿前代未聞之悪行哉、山門之噉訴、今ニ有ナン」と世間では噂した。

怒った山門衆徒は道誉親子の断罪を訴えた。しかし足利尊氏らは道誉を「虫貞」、道誉も「法禁ヲ恣ニ軽ンジテ、奢侈彌放也」という有様なので、衆徒はついに強訴に及んだ。さすがに幕府もこのまま放置することができず、道誉を上総国に配流することにした。

流されていく様子は先に見た通りである。近江国分寺に着くと、鶯の籠を手にした「猿皮之韃ニ、猿ノ皮ノ腰当」をした若党三百余騎が従った。「猿皮」は日吉社の神使の猿を意識したもので、山門へのあてつけに他ならない。道々では酒宴をし、遊女とも戯れる。「事之体尋常之流人ニハ替テ美々シク見」え、これも「但武家ノ成敗ヲ軽忽シ、山門之齷陶ヲ嘲哂シタル振舞」であった。

『太平記』はこの事件を「暦応元年」以降の世相を表す、象徴的な出来事の一つとして位置付ける。その頃「天下只武徳ニ帰」し、足利氏を始め武家たちは「世ノ譏ヲモ不レ知、侈ヲ極メ、心ヲ恣」にしていた（巻二十一第一章）。このような状況を『太平記』は、

近年、武家ノ奢侈、公家ノ衰微ニ依テ、(年中行事は)一事モ更ニ行レズ。サレバ、仏法モ神道モ、朝儀モ礼節モ、曾テ無世ニ成ニケリ、

と述べる（巻二十五第一章）。そして武家の「押領、奢侈、バサ

ラ」よつて、

国費人疲レテ、飢饉、疫癘、盜賊、兵乱止時ナシ、是全ク天ノ災ヲ降スニ非ズ、只国ノ政無ニ依者也、然ルニ愚ニシテ道ヲ知ル人ナカリシカバ、天下之罪ヲ身ニ帰シテ、己ヲ責ル心無リケルニヤ、

と批判している(巻二十五第二章)。

武家の専横が世の中を乱すといふ発想は、『太平記』の「基本的な歴史観」を示す「序」に基づく。

蒙竊探ニ古今之變化、察ニ安危之所由、覆無レ外天徳也、明君体レ之保ニ国家、載無レ棄地道也、良臣則守ニ社稷、若其徳缺則雖レ有位不レ持、所謂夏桀走ニ南巢、殷紂敗ニ牧野、其道違則雖レ有レ威不ニ久保、曾聽趙高死ニ咸陽、禄山亡ニ鳳翔、是以前聖慎而得レ垂ニ法於将来、後昆顧而不レ取ニ誠於既往一乎、

つまり、世の治乱は「天徳」・「地道」如何によるとし、これを身に体した者は国を治め、また守ることができるが、背く者は位や威勢を保つことはできないという。『太平記』はこの「序」に示された政道観を以て歴史事象を捉え叙述を展開させていく。いわば『太平記』にとつて「序」は、作品世界を構築していく柱の一つとなっている。

例えば建武政権の樹立と崩壊とを描く際、『太平記』は後醍醐天皇の「天徳」を問題とする。「臣ノ礼」を失つた北条高時に対し、後醍醐天皇は「天ニ受ル聖主、地ニ奉タル明君」ゆえに政権を築くことができたと記す。しかし政権崩壊を描く時には、後醍醐天皇の「政道ノ正シカラザル所」を列挙して、「其徳缺則雖レ

有位不レ持」にしていることを確認していく。「序」の思想は『太平記』の構想、人物形象と深く関わっていくのである。

「悪行」の人、高師直についても同様である。彼の描かれ方は『太平記』における道誉像を考へる際の手がかりを与えてくれる。師直は塩治判官の妻に懸想、彼女を奪い取るため、塩治に謀反の企てありと讒言した。それにより塩治と妻、そして幼い子供たちは凄惨で哀れな最期を遂げる。この振舞いに対し『太平記』はいずれ報いをうけることを予測している(巻二十一第八章)。師直が吉野に押し寄せて蔵王堂や天満神社を焼き尽くしたことにについては「浅増カリシ有様也」と評し、「此悪行身ニ留バ、師直忽ニ亡ナンズト思ハヌ人ハ無リケリ」と予告する(巻二十六第九章)。また「ウタテカリシハ」として、二条前関白の妹を盗み出し子までなしたことを「サコソ世ノ末ナラメ、(略)アサマシカリシ御事也」と述べる(巻二十七第二章)。さらに、王がいないと不便なら木か金で鐫るかして、本物の院や国王は流してしまえという師直の発言も「浅増カリシ」とされる(巻二十七第六章)。光明寺合戦では伊勢大明神が示顕して「悪行身ヲ責ル師直師泰等、今七日ガ中ニ滅ビムズルバ知ラヌカ」と述べたとあり、悪行ゆえに滅びることが再び予告されている(巻二十九第四章)。このように『太平記』は「序」に基づいて「上ヲ犯シツル師直師泰ノ悪行」を何度も批判していくのである。

こうした『太平記』の叙述のあり方からすれば、武家の専横を具現するこの妙法院焼討事件もまた、「序」でいう「地道」に違ふものとして批判の対象になるものであり、道誉の行為そのものは「悪行」と位置付けられてもいる。しかし『太平記』が道誉に

向ける視線は決して厳しいものではない。道誉の無法な振舞、山門の強訴も全く意に介さない傲慢な態度、相手を挑発しながら配流地に向かう様子などを生き生きと描いている、そのことを見落としてはならない。何故『太平記』は道誉をそのように描くことができたのか。

妙法院焼討事件での道誉をみていくと、彼がどんな振舞に及ぼうとも咎められてはいないことに気付く。道誉の一族若党らは制止の声にも耳をかさず「御所トハ何ゾ、カタハライタノ言ヤ」と嘲る。道誉も「何ナル門主ニテモヲハセヨ、此比道誉ガ内ノ者ニ向テ、左様ノ事ヲ振舞ベキ物ハ覚ヘヌ」と奢った物言いをする。

妙法院は天台門跡寺院の一つであり、この時の門主は光嚴院の弟の亮性法親王である。それにも関わらず道誉等の奢りが批判されることはない。

配流地へ向かう道誉の姿は「バサラ」大名の典型的な例の一つと言われている。『建武式目』には「バサラ」は嚴重に禁制すべきものと記されている。『太平記』においても「バサラ」は「政道之為ニ讎ナル物」の一つであり、世の中が乱れていく原因ともされている。しかし本話では「事之体尋常之流人ニハ替テ美々シク見タリケル」とし、それを諷める言葉はどこにもない。

妙法院を焼討ちした罪にも言及されない。先に触れた師直の例だけでなく、例えば鎌倉勢が谷堂・浄住寺に火を放ったことを、「偏ニ武運ノ盡ベキ前相也ト、人皆唇ヲ翻シケルガ、果シテ幾程モアラザルニ（略）近江国番馬ニテ亡ニケリ」と述べる（巻八第七章）。神社・仏閣への非礼は「悪行」として批判され、へ滅び」と結び付けられているのである。しかし道誉の場合、「穴浅猿前

代未聞之悪行哉」とは言うものの「山門之噉訴、今ニ有ナン」という予測で留まっている。へ滅び」に關しても本話の末尾に「聞ズヤ自レ古山門之訴訟ヲ負タル物、十年ヲ過ザルニ皆滅亡スト云ヒ習ハセリ」と記すが、道誉自身に神罰が下ることはないのである。

三 古博奕打

こうした道誉の描き方は本話だけにみられる特殊な例ではない。他の巻での道誉像を見ていくことにしよう。

南朝軍が都へ攻め上り、足利軍が都落ちを余儀なくされた時、道誉は、自分が都を去ったのち宿所には然るべき大將が入るだろうと思ひ、六間の会所に畳を敷き並べ、掛物、花瓶、香炉、鑪子、建蓋を用意し、書院、寢室、詰所に至るまで見事に調えた。そして大筒に酒を入れ、遁世者二人に「誰ニテモ此弊屋へ御入候ハンズル人ニ、一献ヲ勸メ申セ」と指示を残した。その後、道誉邸に打ち入った楠正儀は「情ヲ感」じて屋敷を焼くことを中止。次に正儀が都落ちする際には、前と何一つ欠けることなく調べ、酒香を用意し、秘蔵の鎧と白太刀一振とを置いていった。『太平記』は次のように記す。

道誉ガ此振舞、情深ク風情有ト感ズル人モアリ、例之古博奕打ニ出抜レテ、楠鎧与太刀ヲ取ラレタリト笑フ族モ多カリケレ、

道誉は「例之古博奕打」とは言われているが、笑われる対象にはなっていない。「古博奕打」というのは、「老獪な人間。古だぬき」という意味であろう。こうした比喩的な使い方は『太平記』

以前に遡ることができない。おそらくこれが初出ではなからうか。道誉は「古博奕打」と呼ばれる要素を多分に持っている。都落ちをしたのが康安元年（一三六一）、道誉六十五歳、正儀はおそらく三十歳前後のこと。幕府内でも強大な勢力を誇っていた時期である。ここに至るまでの道誉は、例えば合戦では、手勢がわずかになると「暫時間、事ヲ謀」て敵陣につき、味方の人数が回復すると元の陣へと戻る（巻十四第五章）。あるいは思いもよらぬ所から攻め入るなど（巻二十九第二章）、大胆不敵で人の意表をつく方法で生き抜いてきた姿が描かれている。また後に触れるが、道誉は策略を以て邪魔になる守護を次々に追い落とすことで勢力を拡大していく人物としても描かれている。混沌とした時代にあつて、その場その場を咄嗟の判断で切り抜けてきた道誉の姿と、「博奕打」という勝負師のイメージとが重なり合ったのかもしれない。この話では、相手の心情を読んだ道誉の策略が見事的中したわけで、正儀よりも道誉の方が一枚上手であつたと捉えているようだ。

老獪な道誉の姿は他にも見ることができると。

山名師氏が敵となつたのは道誉の無礼な態度がきっかけであつた。師氏は道誉邸へ行き、若狭国今積を名義上だけでなく実際に所領として賜ることを依頼しようとした。ところが道誉は「今日ハ連歌之会、茶会、只今ハ違例之時分」等と言つて一度も対面に及ぼうとしない。師氏の恩賞請求を拒否したのである。道誉の態度に腹を立てた師氏は、謀反を起こすことを決意。伯耆国に帰つて拳兵し、南朝方に呼応して京へと追つたのだといふ。

細川清氏も道誉との確執によつて敵となつた。原因の一つは、

清氏が七夕の夜に將軍を招き「七十番之歌合」をする予定であつたのを、道誉が豪勢な七遊を企画して將軍を招請。清氏の準備が無駄にされたことが挙げられている。他にも加賀国・摂津国の守護職、備前国福岳庄を巡る争いで「互ニ憤り深ク成」る。そんな中、足利義詮が清氏の行動を不愉快に思つていふことを知つた道誉は「スワヤ悪クシト思ツル相模守ガ、過失ハ一ツ出キニケルハト独咲シテ」いた。そこへ「外法成就之志一上人」が来て、清氏の願書を持つていふという。「心速キ者」である道誉は願書を入力して、「是見給へ、相模守隠謀ノ企有テ、志一上人ニ就テ將軍ヲ呪咀シ奉リ候ケルゾヤ、自筆自判之願書分明ニ候上ハ、疑フ所ニテ候ハズ」と主張した。清氏の自筆かどうかは疑わしかったが、將軍呪咀の嫌疑を晴らす間もなく清氏は若狭へと落ちざるを得なくなり、やがて南朝に降つて兵を挙げた。

幕府の政務を思いのままに操つていた管領斯波道朝も道誉の讒言により失脚する。道朝は將軍邸での花見を計画。道誉も必ず行くこと承知したにも関わらず、当日彼は「京中之道々ノ物ノ上手共、独モ不_レ残皆引具テ、大原野ノ花ノ下ニ宴ヲ儲」ける。そこでは花木をそのまま立花に見立て、一斤の名香を焚き、その後ろには幕を張り「調二百味之珍膳、飲二百服之本非、懸物如山積上」るなど贅極まりない遊宴を催した。「安カラヌ事」に思つた道朝は、理由をつけて道誉が拝領した摂津守護職を奪い、多田庄も没収。これにより道誉は「此管領ヲ失バヤ」と思い、折りに触れ「將軍ヘソ讒シ申」したことにより、道朝もやむなく越後へと落ちた。

このように、道誉は守護たちの失脚に関わる黒幕的存在であり、

彼の「バサラ」な行動は相手を倒すための「道具立て」として描かれている。何食わぬ顔で相手を怒らせ、追いつめるだけ追いつめておいて、事が起これば知らないふりをするという姿を描くことで、『太平記』は老獪な道誉像を浮き彫りにすることができたのである。また、有力守護を次々と排除していく背景には守護職・所領問題が絡んでいることから、土地への執着を持つ道誉像も浮かび上がる。

ところで、『太平記』はこのような道誉に対しても批判の目を向けることはない。師氏の恩賞請求の件について言えば、彼の短絡的な行為もさることながら、全く取り合わない道誉側にも非はある。師氏は道誉の行為を「加様無礼ニ翔フコソ返タモ遺恨ナレ」「我ニ無礼ナリツル者ニ、思知センズル物ヲ」と言う。しかしこれらは師氏の独白であって、『太平記』が道誉を直接批判することはない。清氏の將軍呪詛疑惑に関しては、『難太平記』が「或人の仕落たるにや」と記しており、実際に道誉が関与していた可能性も十分考えられる。そのことを『太平記』は匂わせながらも、道誉を批判するのは「只讒人事ヲ乱テ、將軍天下ヲ失セ給ハンズル」との清氏の言葉からだけあり、『太平記』全体に広がっていくことはない。道誉が道朝を讒言したことに對しても、「諸人之讒言遂ニ真偽ヲ不レ被レ正シカバ、道朝無咎而忽ニ可レ討定ニケリ」と、真偽を確かめなかった將軍の方に目が向けられてるのである。

『太平記』には、古い権威や価値観を嘲笑うかのような師直・道誉の言動が繰り返し描かれている。先学の研究では、「序」に違ふ彼等を『太平記』が「糾明している」とする論が多い。しか

しこれまで見てきたように、両者を全く同じように批判しているというわけではない。師直に對する『太平記』の視点と、道誉に對するそれとは少し異なるのである。『太平記』は「其道違則雖有レ威不ニ久保ニ」という「序」に則つて、悪行を行う師直を批判し、(減び)と結び付けていく。一方、道誉の無礼な態度や讒言、贅を凝らした遊び等は、妙法院焼討事件に限らず他の巻においても直接批判されることはない。それらを「道誉に對する作者の好意」と言つてしまふのは性急すぎよう。『太平記』が道誉を批判しないのは、道誉に對して「序」で言う「其道」に違ふかどうかという判断を迫らないからである。そうした枠組から道誉を解放することで、『太平記』は型破りでエネルギッシュな道誉像を形象することができたのである。

四 「序」との関わり

「序」という枠組から外れてしまふことに『太平記』が無頓着であつたわけではない。妙法院焼討事件の末尾には次のような一文が付加されている。

聞ズヤ自レ古山門之訴訟ヲ負タル物、十年ヲ過ザルニ皆滅亡スト云ヒ習ハセリ、治承ニハ新大納言成親卿、西光、西景、安元ニハ二条関白師通公、其外泛々之輩者不レ可ニ勝計、サレバコソ道誉モ行末如何カ有ランズラント、智有ル人者眼ヲ付テ怪見ケルガ、果シテ(略)道誉ガ鐘愛ノ嫡子秀繩ハ、堅田ニテ山法師ニ被レ討ヌ、其弟四郎左衛門者、大和国内郡ニテ野伏共ニ射殺サレヌ、嫡孫近江判官秀詮、舎弟次郎左衛門尉二人者、摂津國中嶋合戦之時、南方ノ知己ニ被レ打ニケリ、

是等ハ皆医王山王之冥見ニカケラレシ故ニテゾ有ラント、見聞ノ人舌ヲ振、ヲチ恐ヌ人ハ無リケリ、

つまり、「山門之訴訟」を受けた者は「皆滅亡ス」と言われており、今回もその因果が道誉の子息や孫に及び、全員討死したというのである。その証として『太平記』は『平家物語』に見える成親や西光、師通の先例を引く。いずれも山門から訴訟された本人が山王権現の神罰を受けており、それに従えば道誉にも神罰が下ることになる。また「序」に照らしてみても「其道」に違う行為によつて「雖レ有レ威不ニ久保ニ」となるはずである。ところがその後も道誉の身に変化はなく、いつのまにか政權に復帰している。そこで『太平記』は先例や「序」とは異なる現実を説明しようとして、道誉の子供や孫が討死したことを「医王山王之冥見ニカケラレシ故」と述べるのである。

しかし合戦による討死と医王山王の神罰とを結び付けるのは、やや強引な説明と思われる。古活字本が、

弓馬ノ家ナレバ本意トハ申ナガラ、是等ハ皆医王山王ノ冥見ニ懸ラレシ故ニテゾアルラント、見聞ノ人舌ヲ彈シテ、懼レ思ハヌ物ハ無リケリ。

と言葉を付加し、天正本も、

道誉は老木の枝なきが如くになって、幾多の愁涙を袖に洒きしは、何様医王山王の冥見に懸けられし故にてぞあるらんと、神威を恐れぬ物ぞなかりける。

と、子や孫に先立たれた悲しみと結び付けたのも、そうした強引さを解消するためのものではなかったか。また彼等の死がたとえ神罰であつたとしても、息子秀綱の死は巻三十四章第一章において

「輕レ命、其間ニ主上延サセ御座ス事、偏ニ秀綱方依ニ武功、其忠異レ他」と高く評価されており、『太平記』の中でも死の扱いに矛盾を見せている。

末尾の説明は、(山門の呪咀を受ければ必ず報いを得る)という先例の型に当てはめて解釈しようと、子や孫の合戦による討死をわざわざ付加し、それを神罰とみなそうとする。しかし道誉自身報いを得ないので、その先例は何ら説得力を持たなくなつてしまつてゐる。また、道誉をその型に取り込めきれないことによつて、かえつてそれまでの彼の奔放な姿や勢いといったものも削がれてしまつてゐる。それでも「序」や先例にこだわらる一面を『太平記』は持つてゐるのである。

枠組に当てはめたが故に精彩を欠く人物となつた典型的な例が足利尊氏像である。尊氏は持明院統の院宣を得るまでは「朝敵」であつた。これまで「朝敵」となつた者は「遂ニ身ヲ刑戮ノ下ニ悔ヒ、尸ヲ獄門ノ前ニ曝」したと言ひ(巻十六章第四章)、先例に従えば尊氏も同じ運命を辿ることになる。しかし彼は滅びることではなく、幕府を誕生させてゐる。『太平記』は過去の先例とは異なる現実、つまり「朝敵」となつたが滅びない尊氏を描かなければならなかつた。

そこで『太平記』は、後醍醐天皇と対立することには消極的な尊氏像を形象する。尊氏は新田義貞が朝敵追討の宣旨を得て京都を出発した時も、「尊氏ニ於テハ君ニ向ヒ参セテ、弓ヲ引キ矢ヲ放シ候事不レ可レ有」と言つて引きこもる(巻十四章第二章)。挙兵後も「全ク君傾奉ト思ニ非ズ、只義貞ニ逢テ慣ラ散セム為也キ」

と言つたり(卷第十七第十章)、「是全ク君ニ白奉テ、反逆ヲ企ントニハ候ハズ、只義貞ガ一類ヲ亡テ、向後ノ讒臣ヲコラセムト存ル計ニテ候也」と述べている(卷第十七第十二章)。このように後醍醐天皇とは対立する意志がないことを繰り返して描くことで、『太平記』は尊氏を「朝敵」と位置付けることを避けようとする。

その姿勢と相まって、『太平記』は尊氏を特に批判することがない。史実では謀反が発覚した直後の尊氏は無位無官となつたが、『太平記』は彼を「將軍」「尊氏卿」と呼称している。また、合戦に敗れた足利勢が「我等朝敵タル故カ、山門ノ呪咀セラル、故敵」と述べていることに對しても、「謀ノ拙キ所ヲバ閣テ、人々怪シミ思ケル心ノ程コソ愚ナレ」と言い、「朝敵」であることを「愚」とはしない(卷第十五第七章)。

また具体的な軍事・政治行動は描かず、合戦でも武将として活躍する姿はない。正月十六日合戦で追いつめられた尊氏は「腰刀ヲ抜カントシ給フ事、三ヶ度マデ」あつたとしつとも「御運ヤツヨカリケン」という語句を挟んで、追手が引き返したので助かつたとする(卷第十五第六章)。二十七日合戦の際も尊氏は義貞に首を狙われるが「運強シテ」命拾ひした(卷第十五第七章)とあり、尊氏の「運」ばかりが強調される。九州平定に成功したのは足利直義が菊池勢との戦いに勝利した結果であつたが、『太平記』は「是全ク菊池ガ不覚ニモ非ズ、又左馬頭ノ謀ニモヨラズ、只將軍天下ノ主ト成給ベキ過去ノ善因」によると説明している(卷第十五第五章)。

さらに反逆者としての姿が前面に押し出されぬよう、尊氏を象徴的な存在としても位置付けていく。建武政権が始まつた直後か

ら万里小路藤房は「今若武家ノ棟梁ト成ヌベキ器用ノ仁出来」すれば「政道ヲ猜天下之士」が集まるだろうと言ひ(卷十三第二章)、人々も「武家四海ノ權ヲ執ル世中ニ又ナレカシ」と願う(卷十二第一章)。その期待を担つて登場するのが尊氏である。足利氏の中に「武家ノ棟梁ト成ヌベキ人」がいると聞けば「誰カ馳参ラデ候ベキ」(卷第十四第二章)という予測通り、尊氏の挙兵により諸国の兵「十万余騎」がつき従つたと記されている。その後、「源氏」の「門楯」である義貞との戦いに勝利し、征夷將軍に任命されたことで尊氏は名実共に「武家ノ棟梁」となる。つまり『太平記』は政權を奪ひ取る人物としてではなく、次の政權を担う「象徴」として尊氏を位置付けていくことで、室町幕府の誕生を描くのである。

「序」に照らして考えれば、「臣」尊氏は「君」後醍醐帝に弓を引いたことで「雖有威不_レ久保」となるはずである。しかし現実には幕府を誕生させており、それをありのまま描くことは「序」の理念を崩壊させてしまう恐れがある。そこで後醍醐帝に對する反逆行為は削ぎ落としてしまひ、「運」や「過去ノ善因」を持ち出し、また象徴的存在と位置付けることで、尊氏が国を治めていく姿を描こうとした。その結果、曖昧で抽象的な尊氏像が形象されてしまつたが、『太平記』は「序」の枠組を守つたのである。

そこまで「序」にこだわりの持つていながら、道誓像のほとんどがそれに即して描かれなかつたというのは注目すべき点であろう。

終わりに

何故この世は乱れるのか、『太平記』は問い続けていく。「伝統的価値観ではとらえられない新しい時代の世相」を目の前にしても、その姿勢を変えることはない。そこに生きる人間たちの姿を、『太平記』は生々しく浮び上がらせていこうとする。

古い価値観や権威にとらわれない人物に師直や道誉がいた。

師直の場合、「其道」に違う言動を「序」に即して批判し、「雖レ有レ威不ニ久保」となることを確認していく。師直の悪行を描く筆が冴えるのは、「序」の枠組の中で「滅び」に向かつての悪行を徹底的に描くことができたからである。

一方、道誉は悪行を行うにも関わらず滅びることはない。彼、尊氏の如く「序」の枠組に沿うように描いていくことも可能であったと思われるが、そのようには形象せず、「其道」に違うかどうかという判断も迫らない。『太平記』にとつてそれは、作品世界そのものを破綻させてしまう危険性ははらむ。しかし「序」とは異なる現実を掴み取るための新しい理念は、まだ確立し得ていなかったのではないか。そこで道誉をどのように描くか模索した結果、こだわり続けた「序」という枠組をあえて手放すことで道誉像を形象しようとしたのである。道誉の悪行を生き生きと描くことができたのもそのためであろう。

それは『太平記』の限界なのではなく、時代を捉えようとする積極的な姿勢の現れである。例えば「バサラ」という側面を考えてみよう。先に見たように「バサラ」は、『建武式目』では厳制すべき対象として、『太平記』においても政道を乱すものの一つ

として数えられている。しかしそれは見方をかえれば「バサラ」が「時勢粧」としてそれだけ世に広まっていたことをも示している。『太平記』にとつて道誉の「バサラ」を追いかけることは、世相の一端を掴む手段の一つだったのである。道誉の数々の策謀についても同じことが言える。讒言や策略で守護たちを陥れる道誉は「序」に即して批判の対象となりうるが、同時にそうしたやり方こそ道誉の力を強大なものにしていったのである。先の読めない混沌とした時代の中で、道誉がどのようにして確固たる地位を築いていくのかを見つめることで、『太平記』はこの時代を生き抜いていく人間を捉えようとしたのである。時代をつき動かししていくものは何かを追い求める『太平記』にとつて、それまでの文化も権威も価値観もすべて打ち壊してしまう道誉という人間は無視できない存在と言えよう。

「序」は興亡を描く一つの基準であり、「序」の理念があるからこそ、その通りにはいかない世を浮き彫りにすることができた。そして『太平記』は「序」という枠組にこだわりつつも、自らそれを叩き壊すことでこの時代の人間を捉えようとしたのである。そのため全く異なる視点が混在してしまつたことになるが、道誉という人間を躍動感溢れる人物として描ききることも可能にした。『太平記』はある一つの価値観や論理に偏らず、複眼的な視点をもつて世相とそこに生きる人間たちを掴み取っている。時代の切り取り方も一つではない。これまで「序の方法」「不思議の方法」が『太平記』に「一貫してみることで基本的な方法である」と指摘されてきたが、それだけでは、『太平記』を読む上で取り零してしまう点が多々あるのではないか。今後はそれらも

含めて様々な視点のあり方を探り、総合的に捉えていくことで、『太平記』の読みを深めていきたい。

注

- (1) 結崎座の座規の一つとして『申楽談儀』にみえる。引用は日本思想大系「世阿弥 禅竹」による。
- (2) 鶯の美しい鳴き声は和歌や漢詩等に詠まれてきたが、わざわざ飼ってその声を楽しんだということは、平安時代の史料には見えない。
- (3) 『百鍊抄』寛治五年（一〇九二）九月六日。内裏小鳥合。〔新訂増補国史大系〕、『玉葉』承安三年（一一七三）五月二日条。此日、院中有「鴨合事」。〔国書刊行会〕、『明月記』建暦二年（一一二二）十二月十日条「又今日於馬場殿鳩合負態、左金吾経管其風流只金銀錦繡盡善盡美云々」（国書刊行会）などの記事が見える。
- (4) 『教言卿記』の引用は史料纂集による。『看聞御記』（続群書類従）永享七年（一四三五）五月一日条「早朝鶯合、一方不鳴。無興也」、同「三日。朝鶯合。行豊朝臣。重賢持参。行豊朝臣鳥勝」、「実隆公記」（群書類従）明応五年（一四九六）六月五日条「抑今朝細川安房守為「鶯合見物」可レ来之由再三命レ之」
- (5) 『太平記』卷二十一第三章。なお『太平記』本文の引用は、特に注記のない限り西源院本（刀江書院）による。よみ仮名等は省略した。引用文中の傍線はすべて引用者による。この記事では「鶯合」という言葉は使われていないが、鶯を飼っておく籠「鶯ノ籠」という言葉が初出と思われる。このことから「鶯合」の初例と目される。
- (6) 森茂晩氏は「室町文化の揺籃期における前衛的な、しかも重要な推進者」と言い、佐藤和彦氏は「まさに噴出しようとした新しい諸文芸の生命を正當に評価しえた人物」と述べている。また永積安明氏は

「日本芸能史の上に残した彼の足跡も、見逃すことのできない独特の世界であった」と述べている。

森茂晩氏「佐々木導誉」（吉川弘文館。平9・5・1）。

佐藤和彦氏「バサラ大名の虚と実―佐々木道誉の場合―」（東京学芸大学紀要 第三部門社会科学第31集。平2・1）。

永積安明氏他『太平記の世界 変革の時代を読む』（日本放送出版協会。昭42・12・10）。

- (7) 注6の森氏の著書によれば、入集状況は①救済②尊胤法親王③一条良基④佐々木導誉の順になるという。

(8) 『園太暦』（史料纂集）延文二年（一三五七）八月六日条（略）関白称菟玖波集連歌打聞張行、刺可唯抄撰之旨被申下論旨、是道誉法師令、申沙汰、未曾有事也」

- (9) 『申楽談儀』には観阿弥が「我が風体の師也」と言った一忠について道誉が語ったことや、道阿の音曲を「日本一」と褒めたことが記されている。『習道集』（日本思想大系）にも大和猿楽の名生の笛に「感ぜられたる」ことが見える。当時、田楽が人気であったことは「二条河原落書」（群書類従『建武年間記』）に「犬 田楽ハ関東ノ。ホロブル物ト云ナガラ。田楽ハナラハヤルナリ」などから窺える。

- (10) 鎌倉時代後期頃から唐物は大変流行した。『徒然草』（新日本古典文学大系）には「唐物は、菓の他は、皆無くとも事欠くまじ。（略）唐船のたやすからぬ道に、不用の物どものみ取り積みて所狭く渡り持て来る、いと愚かなり」と記されている。闘茶は梅尾の茶（本茶）とその他（非茶）との味を飲みわけて勝負する。南北朝頃から盛んに行われている。七遊もこの頃流行していたと思われる。二条良基の「おもひのま、の日記」（群書類従）には、「七月にもなりぬ、（略）七日は七百首の詩、七百首の歌、七調子の管弦、七十約の連句、七十約の連歌、七百のかずのまり、七こんの御酒なり、さま／＼れいの事なれば

注に及ばず」と記している。

- (11) 『日本芸能史』第2巻・第3巻参照（日本芸能史編纂会。法政大学出版局。1982・6・10/1983・6・10）。花伝書がで、様式が整えられたのは室町中期頃になる。『日本芸能史』では「花を鑑賞する行為を、人工的、人為的に芸能化し、これに雄渾な生命力を与えたことは、ばさらにおいて初めて可能なことであった」と指摘している。

- (12) 網羅することはできないが、例えば大森北義氏は『太平記』の記事の構成から「道誉・師直・頼遠らの所行を糾明しているのである」と論じている。鈴木登美恵氏は「既成倫理を無視した自由奔放な道誉の行動に冷静な批判の目をむけてゐる」のは天正本以外の諸本に共通すると見ている。また長谷川端氏は、『太平記』の「美タシク見エタリケル」という表現から「道誉に対する作者の好意」が感じられると指摘。道誉像全体を通してみても、作者が道誉を「理解していたと考えられる」と述べている。

大森北義氏『『太平記』の構想と方法』（明治書院。昭63・3・30）。鈴木登美恵氏「佐々木道誉をめぐる太平記の本文異同―天正本の類の増補改訂の立場について―」（『軍記と語り物』2）昭39。

長谷川端氏『太平記の研究』（汲古書院。昭57・3・31）。

- (13) このことについては注7森氏の著書、林屋辰三郎「佐々木道誉、南北朝の内乱とへばさらの美」（平凡社。平7・2・15）などを初め、多くの指摘がある。

- (14) 注12の大森氏著書、石田洵氏『『太平記』欠巻を越えるもの―「時勢粧」の流れ―』（『軍記文学の承譜と展開―梶原正昭先生古稀記念論文集―』。梶原正昭他。汲古書院。平10・3）参照。

- (15) 注12の大森氏著書。「序」については増田欣氏『『太平記』の比較文学的研究』（角川書店。昭51・3・31）、青木晃氏『『太平記』「序」の意義』（『太平記研究』第七号。昭57・12）、注6永積氏著書などを参照。

照。

- (16) 事件を記す『中院一品記』（大日本史料第六編之六）は「言語道断之悪行、頗天魔之所為歟」「彼道誉配流之体、軽忽不可思議也、只以遊覧之体為先、武家之沙汰軽式也」と強い調子で記している。

- (17) 注12の長谷川氏著書、注6永積氏著書でも、道誉が生き生きと描かれていることに注目しているが、『太平記』の方法と絡めて論じたものはないように思われる。

- (18) 『建武式目』（群書類従）には「一可被行儉約事。近日号二婆佐羅。専好二過差。綾羅錦織。精好銀剣。風流服飾。無し不驚目。頗可謂二物狂一歟。（略）尤可し有二嚴制一乎」と記されている。

- (19) 『太平記』卷三十六第九章。
(20) 日本古典文学大系『太平記』三、新潮日本古典集成『太平記』五の頭注などで指摘されている。

- (21) 正儀の生没年は未詳。『太平記』によれば父正成が湊川で自害した延元元年（一一三六）には正行は十一歳とする。これを信じれば兄正行は嘉暦元年（一一三二）に生まれ、弟正儀はそれ以降の生まれということになる。そこから三十歳前後と推定した。

(22) 『太平記』卷三十二第三章。

(23) 『太平記』卷三十六第六章。

(24) 『太平記』卷三十九第六章。

- (25) 注12の長谷川氏著書、中西達治氏は、道誉のこれらの記事から『太平記』が道誉像を「十分描ききっていない」と指摘する。それは「風流人としての彼の強調ぶり」に対して、「足利政権の黒幕中の黒幕でありながら（略）ま正面から取り上げられることはほとんどなかった」からだという。しかし守護美脚に関わっていることを暗示することによって、道誉が黒幕的存在であったことを鮮明にしていると思われる。

中西達治氏『太平記序説』（桜楓社。昭和60・3・30）

(26) 『難太平記』の引用は、群書類従による。

(27) 注12の大森氏著書。

(28) 注12の長谷川氏著書。

(29) 『平家物語』（日本古典文学大系）には次のように記されている。成

親は比叡山寺領平野庄の神人との争いで流罪となるが、法皇の計らいで召し帰されて権大納言に昇進。人々は成親を嘲り「山門の大衆にはのろはるべかりける物を」と言う。やがて鹿谷事件で成親は捕らえられる。このことを「凡は神明の罰も人の呪咀も、ときもあり遅もあり、不同なる事共也」と述べている。讒言によって叡山座主明雲を配流に追い込んだ西光は山門の呪咀を受ける。西光が鹿谷事件で処罰されたのも「あやまたぬ天台座主流罪に申おこなひ、果報やつきにけむ、山王大師の神罰冥罰をたちどころにかうぶ（ツ）て、かゝる目にあへりけり」と記している。師通の場合も、叡山に住む円応を殺害した源義綱の処分の裁断が遅れたことで、山門の呪咀を受け、「やがて山王の御とがめとて（略）おもき御病をうけさせ給」うたと描かれている。

(30) 実際に配流地に行つたかも定かではなく、翌年の八月には伊勢の南軍を討つために道誉が派遣されていることが「尊勝院文書」（大日本史料六編之六）に見える。

(31) 日本古典文学大系による。

(32) 日本古典文学全集による。

(33) 注12の大森氏著書。谷垣伊太雄氏「『朝敵』からの脱却―『太平記』巻十五の構成と展開―」（『樟蔭国文学』三十四号、平9・3）参照。

(34) 九州へ敗走する途中に「元弘没取地返付令」を発し、また院宣をもとに軍勢を集めたことや、再上洛のための軍事配備を行ったことなどは記されていない。

(35) 注12の大森氏著書においても「方法が構成を規制しながら作品世界

の整合性を確保しようとして苦吟する姿は、殊に、尊氏をめぐる叙述と描写の中に多くみることができると指摘する。

(36) 注14石田氏論文。

(37) 「序の方法」「不思議の方法」については、注12の大森氏著書を参照。大森氏は「序」の理念と原理から歴史の叙述を構成し構想していく方法を「序」の方法」とし、「歴史の変革過程とその変革をすすめるエネルギーを「不思議」と捉え、そうした思想をもって歴史叙述を構想していこうとする方法」を「「不思議」の方法」とする。

（本学大学院博士課程）